

○防衛省告示第百三十六号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
 第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和元年十月三日から施行する。

令和元年九月二十六日

防衛大臣 河野 太郎

一 陸上自衛隊丘珠駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道札幌市東区	丘珠町百六十一番地
対象防衛関係施設の区域	北海道札幌市東区	丘珠町及び栄町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道札幌市東区	北三十六条東二十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北三十七条東二十一丁目及び二十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北三十八条東二十丁目（次の図面に示す部分に限る。）及

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八 海上自衛隊八戸航空基地

対象防衛関係施設の所在地	青森県八戸市	大字河原木字高館
対象防衛関係施設の区域	青森県八戸市	大字河原木（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周	青森県八戸市	大字河原木（次の図面に示す部分に限る。）並びに日計二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

辺地域

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九 海上自衛隊館山航空基地

対象防衛関係施設の所在地	千葉県館山市	宮城無番地
対象防衛関係施設	千葉県館山市	宮城（次の図面に示す部分に限る。）